

法定福利費を別枠計上する
「標準見積書」の作成手順について

平成 27 年 12 月

一般社団法人
日本建築あと施工アンカー協会

法定福利費を別枠計上する「標準見積書」の作成手順について

目次

1. はじめに	1
2. 基本的な考え方	1
(1) 見積条件	1
(2) 積算構成項目	1
(3) 個人事業主及び一人親方の場合	1
(4) 保険適用について	2
3. 法定福利費の算出方法	2
(1) 見積書に明示する法定福利費事業主負担額の算出	2
(2) 労務費	2
(3) 法定福利費率	2
(参考資料-1) 見積書(例)	4
(参考資料-2) あと施工アンカー工事の積算構成	5
1) はじめに	
2) 積算の構成	
3) 労務歩掛	
(参考資料-3) 社会保険等の対象となる労務費に含める賃金の範囲	8
(参考資料-4) 社会保険料率(平成27年9月現在)	9
雇用保険料率/協会けんぽ健康保険率/厚生年金保険料率(東京都の場合)	

法定福利費を別枠計上する「標準見積書」の作成手順について

1. はじめに

国土交通省より、専門工事業団体ごとに、見積もり時に法定福利費の内訳を明示するための標準見積書を作成するとともに、業界における取引実態も踏まえつつ、各社の実情に応じた法定福利費額を簡便に算定できるよう、一定の統計データに基づく算定のための作成手順書を策定し、これらを法定福利費の算定を行おうとする専門工事業者の参考に供するよう要請がありました。本作成手順はこの要請に対応するため、当協会として作成したものです。

※通知文：「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（H25.5.10 国交省通知）参照

2. 基本的な考え方

弊協会での、標準的な見積書に法定福利費を別枠計上するにあたっての考え方は以下のとおりです。

(1) 見積条件

本見積書金額の法定福利費は、あと施工アンカー工事に当たる労働者の社会保険料の事業主負担分です。施工従事者が『法人の社員』や『5人以上の個人事業の社員』が施工に携わる場合に別枠計上します。見積もり（例）については、別添（参考資料－1）を参照してください。

(2) 積算構成項目

あと施工アンカー工事の積算構成については、別添（参考資料－2）を参照してください。

(3) 個人事業主及び一人親方の場合

施工従事者が『個人事業主』や『一人親方』の場合は原則として計上しません。但し、公共工事では、全施工従事者への支払が前提の為、計上します。見積段階では、施工従事者が適用するか否か不明の場合も計上します。

(4) 保険適用について

保険の適用については下記①～④の4つのパターンがありますが、細くなるため、今回対象とする見積は①または②の2本立てとします。

	保険適用対象	適用する保険	法定福利費算出方法
①	法人社員、 個人事業5人以上の社員	雇用保険、 健康保険、 厚生年金	法定福利費＝工事費×労務費 ×社会保険料率計（15.516%）
②	個人事業主、 一人親方	保険加入の適用外	法定福利費＝工事費×労務費 ×社会保険料率計（0%）＝0
③	個人事業5人未満の社員	雇用保険のみ	法定福利費＝工事費×労務費 ×社会保険料率計（1.05%）
④	法人会社の 社長、役員	健康保険、厚生年金	法定福利費＝工事費×労務費 ×社会保険料率計（14.466%）

3. 法定福利費の算出方法

(1) 見積書に明示する法定福利費事業主負担額の算出

見積書に明示する法定福利費事業主負担額については、労務費に法定福利費率（社会保険料事業主負担比率）を掛けて算出します。

$$\text{法定福利費事業主負担額（見積明示金額）} = \text{労務費} \times \text{法定福利費率（社会保険料事業主負担比率）}$$

(2) 労務費

労務費については、各社において設定し、工事毎に算出するものとします。

社会保険料の対象となる労務費に含める賃金の範囲については、別添（参考資料－3）を参照のこと。

(3) 法定福利費率

労務費に対する社会保険料の比率は以下の表によります。このうち事業主負担比率15.516%が法定福利費率（社会保険料事業主負担比率）です。

なお、保険料率は諸条件（地域・各年等）により異なるので、会員企業はそれぞれの条件に合わせて設定します。別添（参考資料－4）を参照のこと。

○社会保険料率《協会けんぽ東京支部加入の場合》

(単位：%)

	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	合計
事業主負担比率	1.05	5.402	9.064	15.516
個人負担比率	0.60	5.402	8.914	14.916
事業主+個人負担比率	1.65	10.804	17.978	30.432

【各保険料率の根拠】

- ・雇用保険料：建設の事業に係る保険料率

- ・健康保険料

健康保険料率：9.97%（協会けんぽ東京支部）を事業主・被保険者で折半
 介護保険料率：1.58%（協会けんぽ東京支部で介護保険第2号被保険者）を
 事業主・被保険者で折半し、介護保険の対象者である40歳以上64歳以下の
 割合52.8%（協会けんぽ平成25年度事業年報・年齢構成割合）を乗じた比
 率

※介護保険料率の算式＝1.58%/2×52.8%＝0.417%

- ・厚生年金保険：17.828%を事業主・被保険者で折半。児童手当拠出金0.15%を
 全額事業主負担

(参考) 各法定福利費の計算方法等

各種保険		算定方法	解説
社会保険	健康保険	1. 毎月 標準報酬月額×事 業主負担保険料率	1. 標準報酬月額 毎年、4.5.6月に受けた報酬の平均額を標準 報酬月額等級区分にあてはめた金額
	厚生年金保 険	標準賞与額×事業 主負担保険料率	2. 標準賞与額 3月を超える期間の賞与から千円未満を切り 捨てた金額
	介護保険※		上記1.及び2.は同上 ※40歳以上65歳未満の被保険者が納付対象
労働保険	雇用保険	賃金総額×事業主 負担保険料率	通常は、労働保険として、労災保険料と合わ せて支払う 4月1日において満64歳以上の労働者につい ては、保険料が免除される
その他	児童手当拠 出金	1. 毎月 標準報酬月額×拠 出金率 2. 賞与時 標準賞与額×拠出 金率	児童手当の財源として事業主が負担する拠出 金 厚生年金被保険者全員の標準報酬月額を合算 したものに拠出金率を掛けた金額を厚生年金 保険料と一緒に納める。

(参考資料-1) 見積書 (例) 《協会けんぽ東京支部加入の場合》

お見積書 (例)

〇〇〇〇株式会社 殿

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇

社名 〇〇〇〇〇〇〇〇

見積金額	L (消費税込み)
------	-----------

(内訳)

項目	数量	歩掛	単価	金額	
あと施工 アンカー 工事 (※詳細は 次頁参照)	直接工事費				
	労務費 (法定福利費以外)			A	
	材料費			B	
	損料 (工具、車両、雑損)			C	
間接工事費	準備費			D	
	安全費			E	
	運搬費			F	
環境管理費	管理者経費			G	
	現場経費			H	
	引張試験費			I	
小計	$J=A+B+C+E+F+G+H+I$				
法定福利 費	法定福利費事業主負担 額	対象金 額		料率	金額
	雇用保険料	A	×	1.050%	K
	健康保険料	A	×	4.985%	L
	介護保険料	A	×	0.417%	M
	厚生年金保険料 (児童手 当拠出金含む)	A	×	9.064%	N
	小計	A	×	15.516%	O
	または小計	$O=K+L+M+N$			
合計	$P=J+O$				
消費税	P	×	8%	Q	
総計	$Total=P+Q$				

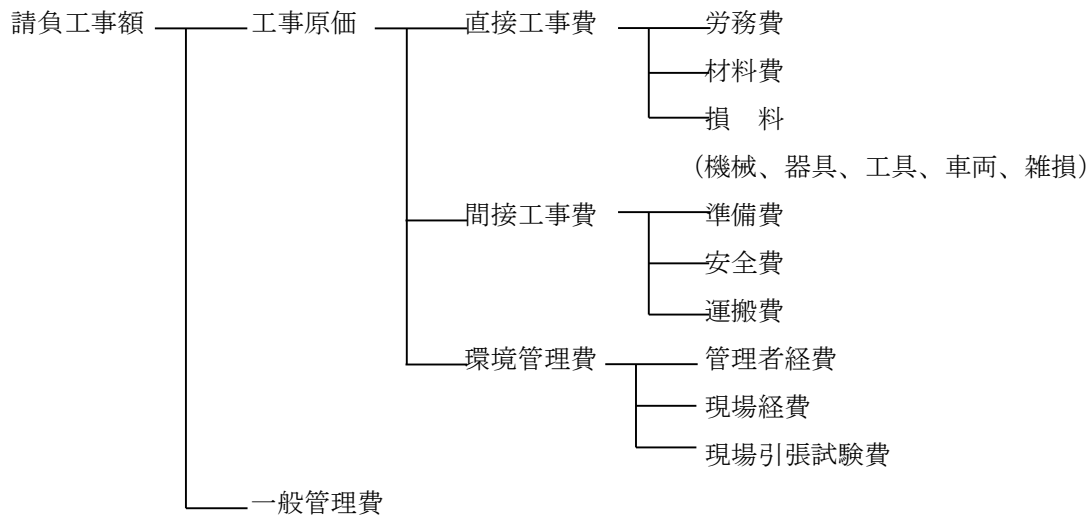
(参考資料－2) あと施工アンカー工事の積算構成

1) はじめに

ここではあと施工アンカー工事の積算についてだけ記述します。あと施工アンカー専門工事業者は、総合建設業者（元請）から提示された品質、設定された工期に基づきあと施工アンカーの施工を請負い、その工事代金を受け取ります。その工事価格の基礎となる資料として用いられる見積総原価を構築する作業を積算または見積といいます。

2) 積算の構成

あと施工アンカー工事の積算の構成を資料図1－1に示しました。この表は建築工事における予算管理を参考に、一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会が実態調査を基に作成したものです。



資料図1－1 積算の構成

(1) 直接工事費

あと施工アンカー設置工事のために必要な人件費、材料費と損料をいいます。

- 人件費：設置工事に直接必要な人件費であり、外注費も含まれます
- 材料費：設置工事で使用するアンカーの材料費
- 損料：設置工事で使用する機械・器具・車両・運搬費等の損料

(2) 間接工事費

あと施工アンカー設置工事に必要な準備費、安全費、運搬費等です。一般の建築工事では仮設費と呼ばれる部分ですが、他の専門工事業にはないあと施工アンカー工事独特の項目も含まれています。

- 準備費：設置工事に必要な仮設材、工事用電源、給排水設備、揚重・運搬設備、防災設備の他に、仕上げ撤去工事費、母材補修工事費等
- 安全費：安全対策や教育、公害防止、環境保護対策、保安対策等
- 運搬費：仮設資材、仮設器材等の運搬、および使用する材料の運搬にかかる費用

(3) 環境管理費

- 管理者経費：工事現場における管理・運営を行うために必要な費用で、工事責任者の人件費等
- 現場経費：工事現場内で発生する費用で、詰所の維持費等
- 現場引張試験費：品質管理を目的として行われるアンカーの引張り試験に必要な費用

(4) 工事原価

直接工事費、間接工事費、環境管理費の合計で、工事現場で消費される費用の合計です。

(5) 一般管理費

企業が存続するために必要な経費で、本社、支店、営業所の経営に必要な費用の一部です。

(6) 請負工事額

工事原価と一般管理費を合計し、消費税を加えると工事価格、いわゆる請負工事額となります。

3) 労務歩掛

労務の歩掛は、施工の難易度（3段階）と施工部位（3種）の組合せにより資料表1-2のように定められています。

資料表1-2 標準的な歩掛

規格	歩掛区分	施工基準数	施工部位	歩掛
	規格	標準 A (100%)	100	下打
77			横打	0.0130
67			上打	0.0149
標準 B (130%)		77	下打	0.0130
		59	横打	0.0169
		51	上打	0.0196
標準 C (250%)		40	下打	0.0250
		31	横打	0.0323
		27	上打	0.0370

表の補足説明

【歩掛区分】

標準A：施工難易度が低い、また作業環境が良い等の条件が満たされており、労務費に見合った1日の施工基準数が確実に確保されている状態。

標準B：標準Aと標準Cの中間状態。標準Aに対して歩掛を130%とします。

標準C：施工難易度が高い、あるいは作業環境が悪い等、1日の施工目安本数が施工基準の50%以下である状態。標準Aに対して歩掛を250%とします。

【施工部位】

下打：これを標準とします。

横打：床レベルから1.5m以上の打設。下打に対する歩掛を130%とします。

上打：下打に対する歩掛を150%とします。

【その他】

○表は標準の値を示したものです。施工難易度あるいは作業環境が特殊な場合には、それを考慮すること。

○現場での段取り、養生等の条件により、1日の標準施工本数が確保できない場合には、歩掛を実状に応じて変更すること。

【出典】建設物価技術資料（建設物価臨時増刊1998年7月号抜粋）P5（財建設物価調査会より）

(参考資料－ 3) 社会保険等の対象となる労務費に含める賃金の範囲

区分	対象とするもの	対象としないもの
基本的な考え方	名称に関わらず、労務の対償として支払っているもの	恩恵的なものや労務の対償でなく支払っているもの
通貨で支給されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 基本給 月給、週給、日給等 ② 諸手当 残業手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、資格手当、休養手当等 ③ 賞与 賞与、期末手当、勤勉手当等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 任意、恩恵的なもの 退職金、結婚祝金、病气見舞金、災害見舞金 ② 公的保険給付等 解雇予告手当、疾病手当金、休業補償給付等 ③ 実費弁償的なもの 旅費、出張手当等
現物で支給されるもの	① 通勤定期券、回数券等	<ul style="list-style-type: none"> ① 福利厚生的なもの 住宅貸与、賃金貸与、健康診断等 ② 業務目的なもの 作業衣貸与、保護具等

(参考資料－４) 社会保険料率 (平成 27 年 9 月現在)

各種の社会保険料率は以下のとおりです。

●雇用保険料率 (平成 24 年 4 月 1 日～)

事業の種類	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
建設の事業	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

●協会けんぽ健康保険率 (平成 24 年 3 月分～)

	介護保険第 2 号被保険者に 該当しない場合	介護保険第 2 号被保険者に 該当する場合
東京都の場合	9.97%	11.55%

※保険料は事業主、被保険者で折半となっています。

※毎月の健康保険料は、各被保険者の決定標準報酬額に基づき、各都道府県保険料額表を参考に控除してください。

●厚生年金保険料率 (東京都の場合)

平成 27 年 9 月分～平成 28 年 8 月分	17.828%
---------------------------	---------

※保険料は事業主、被保険者で折半となっています。

※毎月の厚生年金保険料は、各被保険者の決定標準報酬額に基づき、厚生年金保険料額表を参考に控除してください。

※東京都以外の各都道府県の厚生年金保険料率は「全国健康保険協会」HP で確認してください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h25/h27ryougakuhyou>

【出典】厚生労働省・協会けんぽ・日本年金機構・全国健康保険協会の HP より